

議案第 5 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 11 月 30 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の制定に伴い、個人番号に関する規定を加えるため、君津市国民健康保険税条例（昭和 46 年君津市条例第 72 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

君津市国民健康保険税条例（昭和46年君津市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

君津市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 省略</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を申請しようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）</u></p> <p>(2) ～(3) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第25条 省略</p> <p>2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を申請しようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) ～(3) 省略</p> <p>3 省略</p>